平成14年(行ケ)第119号 特許取消決定取消請求事件(平成15年5月19 日口頭弁論終結)

> 判 三菱マテリアル株式会社 告 牛外 木山 訴訟代理人弁理士 護 昭 同 典 山 子 同 同 水 松 特許庁長官 被 太田信一郎 栗舟 指定代理人 弘 田 木 進 同 大宮 野 人成 同 久三 Ш 同 伊 男 同 藤

特許庁が異議2001-72134号事件について平成14年1月2 3日にした決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第 1

主文と同旨

- 当事者間に争いのない事実 第2
 - 特許庁における手続の経緯

原告は,名称を「内接型オイルポンプロータ」とする特許第3132632 号発明(平成6年11月2日特許出願,平成12年11月24日設定登録,以下, 「本件発明」といい、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許につき特許異議の申立てがされ、異議2001-72134号事件 として特許庁に係属した。

特許庁は、同特許異議の申立てについて審理した上、平成14年1月23 「特許第3132632号の請求項1に係る特許を取り消す。」との決定(以 下「本件決定」という。)をし、その謄本は、同年2月12日、原告に送達され た。

願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の 請求項1の記載

z個の外歯を有するインナーロータと、(z+1)個の内歯を有するアウターロータとからなる内接型オイルポンプロータにおいて、前記インナーロータの歯 直径(d2:mm)とが下記式

0. $20 \le R \cdot z / (\pi \cdot (d1 + d2) / 2) \le 0.30$

を満たすトロコイド歯形をインナーロータの外歯に用いたことを特徴とする内 接型オイルポンプロータ。

本件決定の理由

本件決定は、別添決定謄本写し記載のとおり、本件発明は、特開昭58-70014号公報(本訴甲3、審判甲2、以下「引用例」という。)記載の発明であるから、特許法29条1項3号の規定により特許を受けることができないものであ 特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条に基 づく特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年 政令第205号)4条2項の規定により取り消されるべきものであるとした。 原告主張の本件決定取消事由 第3

本件決定は、新規性の判断を誤り(取消事由 1)、また、その手続に違背がある(取消事由 2)から、違法として取り消されるべきである。 1 取消事由 1(新規性の判断の誤り)

(1) 本件発明は,数値限定発明であって,数値限定のない公知発明に数値限定 を付与することにより、内接型オイルポンプロータにおいて、脈動を低減し流速変 化が少ないという、従来の内接型オイルポンプロータと同質ではあるが顕著なピー ク的効果を奏するものである。これに対し,引用例は,このような顕著な作用効果 が得られる範囲に言及していないばかりか、本件発明では不適当とされるものを含 む大幅に広い範囲を漠然と示唆しているにすぎない。数値限定発明の新規性を否定するためには、引用例に係る顕著な作用効果を示す範囲が示されているか、あるいはその数値が当業者が通常任意に選択し得る範囲にすぎない場合に限られる。そうでなければ、数値限定発明は成立し得ないことになるからである。したがって、数値限定発明における数値限定の意義を何ら検討することなく、単に公知発明がその数値限定の値を含んでいるという理由で本件発明が引用例に記載されたものであると判断した本件決定は、誤りである。

(2) 本件決定は、引用例の内接型オイルポンプロータの諸元を本件発明の条件式「R・z/(π ・(d 1 + d 2) / 2)」に代入した計算値が、特許異議申立書(甲6)では 0. 2 6 5、特許異議意見書(甲5)では 0. 0 8 0 ~ 0. 6 8 2 であるとして、両者を同義的に扱って判断したが、これらの数値に基づいて新規性を否定した判断は誤りである。

数値限定発明は,公知発明における数値を限定して構成される発明であっ て、顕著な作用効果を奏するものであるところ、その新規性及び進歩性が否定される場合とは、その数値が当業者が通常任意に選択し得る範囲にすぎないこと、すな わち、当業者の常識にすぎない場合、又はその数値限定により顕著な作用効果が認められない場合のいずれかである。本件決定は、その効果において顕著な差異があ るか否かを検討することなく、引用例の数値が0.080~0.682であり、 件発明の0.20以上0.30以下のものを含んでいることのみを理由として、 の新規性を否定する判断をした。しかし、このような判断が許容されるとすれば、いかなる数値限定発明も成立し得ないことになり、数値限定発明の成立自体を否定 するものであって、妥当性を欠くことが明らかである。引用例には、本件発明の条件式である「 $R \cdot z / (\pi \cdot (d 1 + d 2) / 2)$ 」については開示も示唆もなく、また、本件発明の課題である内接型オイルポンプロータの脈動と流速変化を小 さくすることの開示もない。すなわち、引用例には本件発明の構成及び技術課題のいずれについても開示されていないことは明らかである。次に、本件発明の条件式 に引用発明の実施例の具体的数値を代入する手法により得られた $0.08 \le \lambda \le$ 0. 682は、本件発明の0. 20 $\leq \lambda \leq$ 0. 30と比べて広い範囲となっている。そこで、この引用例で規定される λ の0. 080 \sim 0. 682が本件発明と同 等の作用効果を奏するか否かを検討すると、本件明細書(甲2)の【実施例】の項 中におけるNo. 1~13のD-タのうち、 λ がO. 20~O. 30の範囲内のも のは5個あり、λが0.20~0.30の範囲外、かつ、0.08~0.682の 範囲内のものは8個である。そして、前者の方が後者よりも脈動特性の実測値が明 らかに小さいことが示されている。引用例で規定している範囲は、本件発明の実施 例のみならず比較例もすべて含むものであってλを限定したことにはならず、本件 発明は、数値限定により顕著な作用効果を奏することが明らかであるから、引用例

(3) 本件発明は、顕著な作用効果を奏するものであり、この範囲が臨界的な意義を有するものである。本件明細書(甲2)の発明の詳細な説明における具体的実験例である実施例1では、7個のロータについて試験を行っているが、この試験における式値 λ と、脈動特性の実測値との関係から、 λ が0.20以上、0.30以下の範囲で急激に脈動特性の実測値が低下し、これをわずかに外れただけで大幅に脈動が上昇していることが認められる。実施例2、3では、サンプル数が少ないのでこれほど明らかではないが、やはりこのような傾向が認められることから、 λ の値がこの範囲にある場合において、脈動の低減という顕著な作用効果が認められる

ことは明らかである。以上のことを踏まえ、本件決定の判断手法について検討すると、数値限定発明の認定に当たっては、このような臨界的意義の存否及びそれに伴う作用効果の検討をし、その結果に基づいて新規性及び進歩性を判断すべきであるにもかかわらず、本件決定は、このような判断を行っていない。さらに、一般に内接型オイルポンプロータの脈動特性と騒音との間には、騒音が急激に増加する点(遷移点)があり、この点について、上記実施例1を当てはめると、おおむね0.08kgf/cm²となる。このように本件発明における脈動特性の値は、騒音の低減をもたらすものであり、脈動が騒音に関係することについては、本件明細書の「発明の効果」の項に明記されている。

2 取消事由2 (手続違背)

上記特許異議の申立てについての審理において,平成13年10月9日付け取消理由通知書(甲4)の理由 II は,引用例のインナーロータ歯形に関する条件して,特許異議申立書に記載されている数値である「 λ =0.265」を提示ので、本件発明の請求項1に記載されている条件式「別側に記載された発明の方式のであるから,請求項1に係る発明は引用例に記載された発明との指するとしたが,本件に、引用例の表明との指導を表現との相違を主張するために,の数値の上限を下限の臨界値から計算した「 λ =0.080~0.682」に包含されることを根拠として,本件発明由通知書に示さい「 λ =0.682」に包含されることを根拠として,本件発明由通知書に示さい「0.0682」に包含されるであるとした。したがって,取消理由通知書には記載のない「0.0682」を理由として,取消決定をしたものであるとした。したがって,取消決定をしたものであり,その別別に違反した手続違背があり,違法として取り消されるべきであるに通知を記載の反論

本件決定の認定判断は正当であり、手続違背もないから、原告主張の取消事 由はいずれも理由がない。

1 取消事由1 (新規性の判断の誤り) について

(2) 本件決定は、「後者のオイルポンプの諸元である、『前記インナーの歯数が8個、軌跡円径 ϕ Cと転円径 ϕ Bの比が0. $5 \sim 3$. 0, 離心量 e と転円径 ϕ B の比が0. $35 \sim 0$. 5, インナー大径が ϕ 56. 296 ± 0 . 03, インナー小径が ϕ 43. 784 ± 0 . 03, 離心量 e が 3. 128』という数値を、前者の式R・z/(π ・(d1+d2)/2)に代入した計算値は、0. 20以上0. 30以下のものを含んでいる」(決定謄本3頁第3段落)とし、引用例記載の実施例の場所における具体的数値を本件発明の条件式に代入して得られた計算値が、<math>0. 20以上0. 30以下の数値を含むものであることを指摘した。そして、その根拠を例示するため、「(実際の計算値としては、例えば、特許異議申立書(注、甲6)

においては 0.265 という値が、特許異議意見書(注、甲5)においては 0.080 0.682 という値が、それぞれ示されている。)」(同)とした。ここで、特許異議意見書に記載された 0.080 0.682 という数値(甲5の4項表 1)を用いたのは、この数値には本件発明の条件である 0.20 0.30 のの囲が当然含まれており、引用発明のうち当該範囲に該当して本件発明と同一であるものが必ず存在することを示すためである。また、本件発明と同一の引用発明の自動を活動である。そして、特許異議申立書に記載された 0.265 という数値限定の制度を表して、新規性の判断については、本件発明の数値限定のがある。そして、新規性の判断については、本件発明の数値限定のがある。それらは本件発明と同一であるということを示せば十分であって、特許異議意見書で示した数値が本件発明の条件式の計算値を含むか否か、また、特許異議申立書で示した数値が本件発明の条件式の計算値を含むか否か、また、特許異議申立書で示された数値を用いた根拠は何かは、引用発明と本件発明との判断には関係がない。

- - 2 取消事由 2 (手続違背) について 本件決定に原告主張の手続違背はない。
- 第5 当裁判所の判断
 - 1 取消事由 1 (新規性の判断の誤り) について

(1) 原告は、本件発明は、数値限定発明であるから、数値限定の意義を何ら検討することなく、単に公知発明がその数値限定の値を含んでいるという理由で本件発明が引用発明であるとした本件決定の判断は誤りであると主張する。

本件決定は、本件発明について、「後者(注、引用発明)のオイルポンプの諸元である、『前記インナーの歯数が8個、軌跡円径 ϕ Cと転円径 ϕ Bの比が 0.5~3.0、離心量 e と転円径 ϕ Bの比が 0.35~0.5、インナー大径が ϕ 56.296±0.03、インナー小径が ϕ 43.784±0.03、離心量 e は 128』という数値を、前者(注:本件発明)の式R・z/(π ・(d1+d2)/2)に代入した計算値は、0.20以上0.30以下のものを含んでいる (実際の計算値としては、例えば、特許異議申立書においては 0.265という値が、特許異議意見書においては 0.080~0.682という値が、それぞれ示されている。)ことから、後者において上記計算値が 0.20以上 0.30以下のものは、前者の『前記インナーロータの歯数(z:個)と、インナーロータの歯形の関係円の半径(R:mm)と、インナーロータの歯形の歯先円の直径(d1:m

m) と、インナーロータの歯形の歯底円の直径(d2:mm)とが下記式0.20 $\leq R \cdot z / (\pi \cdot (d1+d2)/2) \leq 0.30$ を満たす』構成についても、 質的に備えているものと認められる。よって,引用例に記載された発明と本件発明 とは,対比しても発明の構成に差異がないものであるから,本件発明は,引用例に 記載された発明である」(決定謄本3頁第3段落~第4段落)と判断した。そし て、本件決定が、本件発明の「計算値は、0.20以上0.30以下のものを含ん でいる」とした根拠は,引用発明のオイルポンプの諸元である,インナーの歯数が 8個, 軌跡円径 Φ C と転円径 Φ B の比が O . 5 ~ 3 . O , 離心量 e と転円径 Φ B の 比が0.35~0.5, インナー大径がφ56.296±0.03, インナー小径 が φ 4 3. 7 8 4 ± 0. 0 3, 離心量 e が 3. 1 2 8 という数値を, 本件発明の式 R·z/(π·(d1+d2)/2)に代入すれば、0.080~0.682とい う計算値になることを根拠にしたものであること、O.265という値は、引用例 に記載されている,軌跡円径 ϕ Cと転円径 ϕ Bの比がO. $5 \sim 3$. O,離心量ee転円径 ϕ Bの比が0. $35\sim0$. 5という数値範囲の中から0. 45及び1. 5という数値を選択して計算したものであることは、その説示自体から明らかであるが、引用例には、上記数値範囲については記載されているものの、この数値範囲の 中から上記数値を含め、具体的数値を採用すべきことについての 記載ないし示唆はない。したがって、引用例には、

0. $080 \le R \cdot z / (\pi \cdot (d1+d2)/2) \le 0.682$ を満たすトロコイド歯形をインナーロータの外歯に用いることは開示されて いるとしても,本件発明の数値範囲である,

0. $20 \le R \cdot z / (\pi \cdot (d1+d2)/2) \le 0$. 30 を満たすトロコイド歯形をインナーロータの外歯に用いることが開示されて いるということはできない。

ところで、数値限定発明である本件発明の新規性の判断に当たっては、数 値限定の技術的意義を考慮し、数値限定に臨界的意義が存することにより当該発明 が先行発明に比して格別の優れた作用効果を奏するものであるときは、新規性が肯 定されるから、このような観点から、本件発明の数値範囲が臨界的意義を有するも のであるか否かを検討する必要があるというべきところ、本件決定は、本件発明の 数値範囲の臨界的意義を何ら検討していないことが、その記載自体から明らかであ

(2) 被告は、物の発明において、本件明細書の特許請求の範囲に記載された条 件式から得られる具体的な実施例が引用例の実施例と一致している以上、本件発明 と引用例がその全範囲において一致していなくとも、その一部が一致していれば両 者は同一である、という考え方は確立したものであると主張する。しかしながら、 引用例(甲3)において具体的数値が記載されている実施例は1例のみであり、そ の諸元は.

「インナー歯数 8個 インナー大径a 56. $296\phi \pm 0.03$ インナー小径b 43. $784\phi\pm0.03$ アウター大径c 62. 826 ϕ (+0. 06, -0) アウター小径 d 50. 080ϕ (+0. 06, -0) 3. 128」(2頁左下欄) 心量e

R:インナーロータの歯形の創成円の半径、に対応する軌跡円径 Ø Cの具体的数値 は記載されていない。したがって、引用例の実施例に記載された数値を本件発明の 条件式に代入するには、軌跡円径 φ C と離心量 e との関係を、引用例の「離心量 e 080~0.682の範囲内のものであるとしか特定することができず、この数値 範囲の中から更に特定した数値の実施例は開示されていない。これに対し,本件発 明の条件式から得られる具体的な実施例は、条件式の数値が0.20~0. 範囲となる実施例であり、引用例の実施例はこの条件式の数値範囲のものとはいえ ないから、両者が一致することを前提とする被告の主張は失当である。被告引用に

係る東京高裁昭和56年10月20日判決・取消集〔昭和56年〕169頁は,当該「本件発明」が当該「引用発明」より広い概念の発明である事案に関するものである上,当該「本件発明」の条件式から得られる具体的な実施例と当該「引用例」の実施例とその一部が一致していることのみを理由としたものではなく,両発明の作用効果に格別の差異がないことをも理由としてその同一性を判断したものであって,事案を異にし,本件に適切ではない。

- (4) さらに、被告は、原告が主張する本件発明の効果は、特定の歯数の場合において生ずる効果を根拠とするものでしかなく、少なくとも本件明細書の記載の限りでは、数値限定の臨界的意義があるとまではいえないと主張するが、本件決定は、本件発明の数値限定の臨界的意義を検討していないことは上記のとおりであるから、被告の主張は本件決定に基づかないものであって、それ自体失当というほかない。
- 2 以上のとおり、原告主張の取消事由1は理由があり、この誤りが本件決定の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件決定は取消しを免れない。
- よって、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 岡
 本
 岳

 裁判官
 早
 田
 尚
 貴